

社援地発 0327 第 14 号
平成 27 年 3 月 27 日

都道府県
各指定都市
中核市

民生主管部（局）長 殿
生活困窮者自立支援制度担当部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公 印 省 略)

生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）については、平成 27 年 4 月 1 日より施行することとされており、これにより、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者への支援体制が全国で整備されることとなる。

生活困窮者は、多様かつ複合的な課題を抱えていることも多く、その課題解決のためには、地域のあらゆる関係機関がネットワークを構築し、それぞれの強みを活かしながら、役割分担を図りつつ、包括的な支援を具現化していくことが重要である。

また、生活困窮者の早期発見や、その生活環境の変化を把握するための見守りなどの間接的な支援は、法に基づく制度的な支援のみで担うことは困難であり、地域住民相互の支え合いによる共助の取組を始め、必要に応じ、インフォーマルな支援を創出し、これらを組み込んでいくという視点が求められる。

さらに、生活困窮者支援の実践に当たっては、「支援する側と支援される側」という関係を固定的なものとし、生活困窮者自らも地域社会の一員として積極的な役割を見出していくという視点も重要となる。

こうした法の理念は、地域福祉とも通ずるところであり、生活困窮者自立支援制度（以下「新制度」という。）を着実に実施するとともに、既存の地域福祉施策を始めとする関連施策との連携を確保し、地域のネットワークを強化することは、生活困窮者支援の充実のみならず、地域福祉の充実にも資するものである。

各自治体におかれては、このような観点から、下記の点も踏まえつつ、新制度と地域福祉施策との連携の確保にご留意いただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図るため、様々な事業を実施していることから、社会福祉協議会に対し新制度の内容について周知を図りつつ、以下のような点について、新制度との連携の確保に努めることが重要である。

- (1) 日頃より、社会福祉協議会と自立相談支援機関との連携体制を構築する。
- (2) 地域福祉のコーディネーターによる活動など、社会福祉協議会が行う日々の活動を通じて、地域住民に対し、新制度の内容等について周知を図ることにより住民意識を醸成し、生活困窮者の早期発見・把握に努める。
- (3) 社会福祉協議会において、生活困窮者を把握した場合には、本人の承諾を得て、速やかに自立相談支援事業につなぎ、当該生活困窮者が必要な支援を受けられるよう、必要な情報提供を行う。
- (4) 生活困窮者の判断能力が不十分な場合には、日常生活自立支援事業の活用を検討する。
- (5) 生活福祉資金貸付事業により、資金を借り受けている世帯については、自立相談支援機関、家計相談支援機関及び民生委員・児童委員とも連携し、それぞれの機能についての相互の理解のもとで、適切な役割分担を図りつつ借受世帯の生活状況の把握、償還指導などを行う。
- (6) 自立相談支援機関と連携の上、地域における生活困窮者支援のネットワークに積極的に参画する。

2. 民生委員・児童委員活動との連携

民生委員・児童委員は、地域住民の最も身近な相談相手として、地域において様々な活動を行っており、その生活状況を把握できる立場にあることから、民生委員・

児童委員に対し新制度の内容について周知を図りつつ、以下のような点について、新制度との連携の確保に努めることが重要である。

- (1) 日頃より、民生委員・児童委員と自立相談支援機関との連携体制を構築する。
- (2) 民生委員・児童委員が行う日々の訪問活動等を通じて、地域住民に対し、新制度の内容等について周知が図られるようにするとともに、地域における生活困窮者の早期発見・把握に協力する。
- (3) 民生委員・児童委員が生活困窮者を把握した場合には、本人の承諾を得て、速やかに自立相談支援機関につなぎ、当該生活困窮者が必要な支援を受けられるよう、必要な情報提供を行う。
- (4) 自立相談支援機関からの依頼に応じ、日々の訪問活動等を行う中で生活困窮者の生活状況の把握に協力する。
- (5) 地域における生活困窮者支援のネットワークに積極的に参画する。

3. 寄り添い型相談支援事業（よりそいホットライン）との連携

寄り添い型相談支援事業は、様々な生活上の悩みを抱える方を対象に、24 時間 365 日、無料で電話相談に応じるとともに、必要に応じて面接相談や同行支援などを行うことにより、具体的な問題解決につなげる事業である。その相談者の置かれている状況をみると、約 40%は身近に相談できる人おらず、約 60%は仕事がない状況にあり、法の対象者とも重複する部分がある。

また、本事業による電話相談等の支援を通じて、相談者との信頼関係が既に醸成されている場合などには、本事業が介在することで、相談者の主訴を円滑に伝達できるケースも考えられる。

これらを踏まえ、以下のような点について、新制度との連携に努めることが重要である。

- (1) 日頃より、寄り添い型相談支援事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）と自立相談支援機関との連携体制を構築する。
- (2) 事業者から自立相談支援機関に相談者の紹介があった場合には、本人の承諾の下、自立相談支援機関は、当該事業者から必要な情報の提供を受けつつ、必要なアセスメントを行い、対面相談と本事業による電話相談等とを組み合わせで行うなど、必要に応じて事業者とも適切な役割分担を図りつつ、必要な支援を行う。
- (3) なお、電話による相談者は、非常に深刻な状況にある者が多いことから、本人の人権等に特に配慮する。

4. 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業との連携

地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業については、地域における生活困窮者支援の体制強化のため、以下のような取組を行う場合に活用が可能であることから、積極的に本事業の実施を検討するとともに、必要な連携の確保に努めることが重要である。

- (1) 福祉事務所を設置していない町村における生活困窮者の支援体制の整備を図る。
- (2) 生活困窮者の早期発見等のため、地域における様々な社会資源によるネットワークの構築を図る。
- (3) 地域住民の主体的な取組を基本として、地域住民相互の見守り活動やサロン活動など、地域における生活困窮者支援のためのインフォーマルサービスの創出を図る。

5. その他

新制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、地域福祉計画の中に位置づけつつ、計画的に取り組むことが効果的である。こうした観点から、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成 26 年 3 月 27 日付け社援発 0327 第 13 号厚生労働省社会・援護局長通知）を踏まえ、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に、積極的に生活困窮者自立支援方策を盛り込むことが重要である。